

札幌圏都市計画
土地区画整理事業の変更(案)
(市決定)

百合が原土地区画整理事業

令和3年11月
札幌市都市局市街地整備部

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画百合が原土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		百合が原土地区画整理事業			
面積		約 41.6 h a			
公共施設の配置	道路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・2・ 27	東 15 丁目・屯田通	
		幹線街路	3・3・ 69	篠路通	
		幹線街路	3・4・168	百合が原公園通	
		幹線街路	3・4・169	百合が原駅前通	
		幹線街路	3・4・167	太平東通	
		幹線街路	3・4・165	太平中央通	
	上記の都市計画道路を幹線道路として地区内外の連絡を図り、これらを基に各土地利用に相応した区画道路（標準幅員 1 2 m、8 m）を適正に配置する。				
	公園及び緑地	公園の面積は施行区域面積の 3 パーセント以上を確保するものとし、誘致距離等を勘案して適正に配置する。			
その他の公共施設	準用河川旧琴似川については事業に合わせて原位置で開渠として整備する。 上下水道は道路計画を基礎として適正に配置する。				
宅地の整備		J R 百合が原駅の周辺は、商業系の宅地を配置し、その他の区域については住宅地及び工業地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、住宅地においては短辺 3 5 m、長辺 1 0 0 mを標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。			
「施行区域は、計画図表示のとおり」					
理由：未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地区画整理事業の区域から除外する。					

計画書新旧対照表

新

札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画百合が原土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		百合が原土地地区画整理事業	
面積		約 41.6ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3・2・ 27 東 15 丁目・屯田通
		幹線街路	3・3・ 69 篠路通
		幹線街路	3・4・168 百合が原公園通
		幹線街路	3・4・169 百合が原駅前通
		幹線街路	3・4・167 太平東通
		幹線街路	3・4・165 太平中央通
		上記の都市計画道路を幹線道路として地区内外の連絡を図り、これらを基に各土地利用に相応した区画道路（標準幅員 12 m、8 m）を適正に配置する。	
公園・緑地	公園の面積は施行区域面積の 3 パーセント以上を確保するものとし、誘致距離等を勘案して適正に配置する。		
その他の公共施設	準用河川旧琴似川については事業に合わせて原位置で開渠として整備する。 上下水道は道路計画を基礎として適正に配置する。		
宅地の整備	J R 百合が原駅の周辺は、商業系の宅地を配置し、その他の区域については住宅地及び工業地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、住宅地においては短辺 35 m、長辺 100 m を標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。		
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由： <u>未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地地区画整理事業の区域から除外する。</u>			

旧

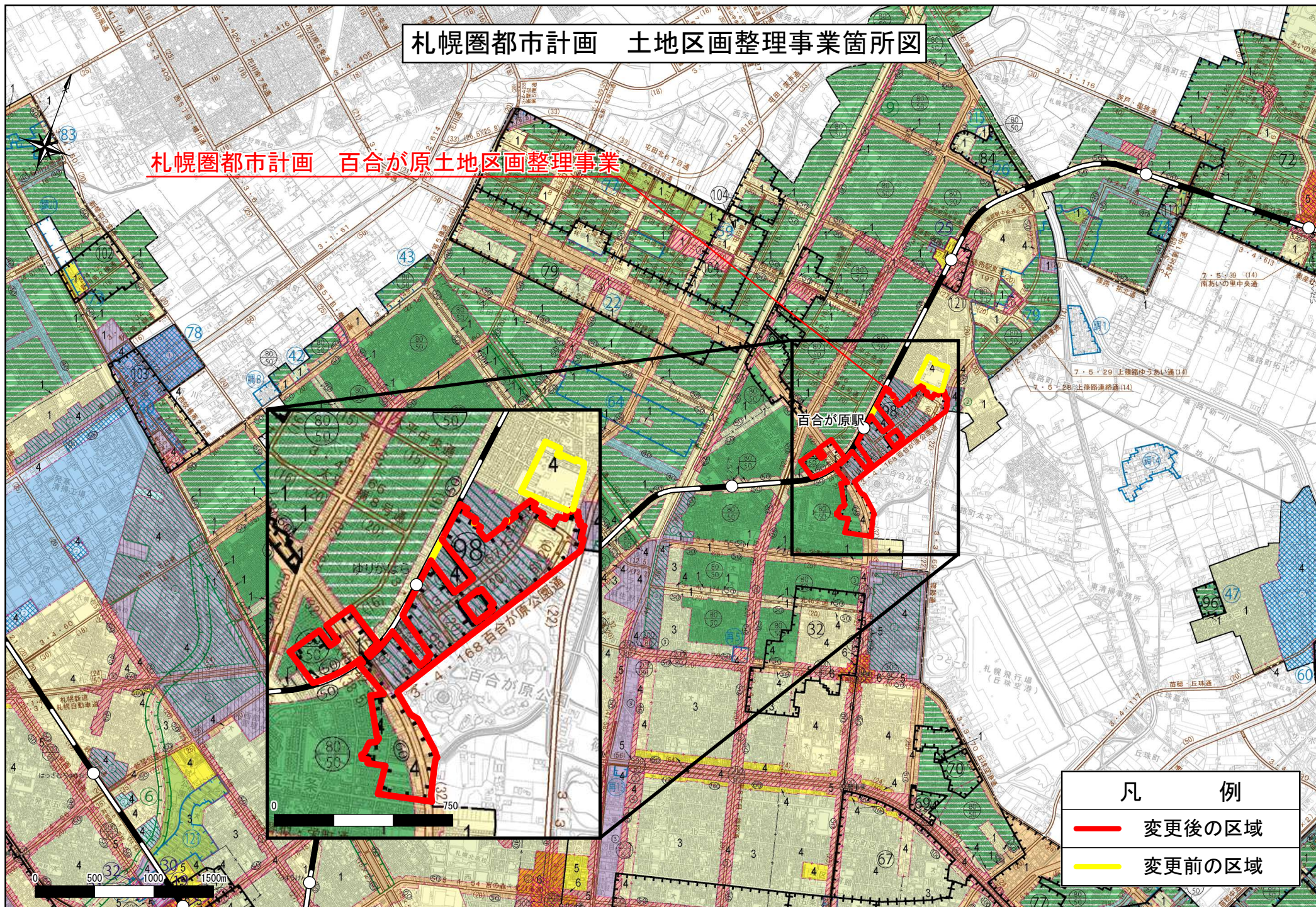
札幌圏都市計画土地地区画整理事業の決定
(北海道知事決定)

都市計画百合が原地区土地地区画整理事業を次のように決定する。

名称		百合が原土地地区画整理事業	
面積		約 49.0ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3・2・ 27 東 15 丁目・屯田通
		幹線街路	3・3・ 69 篠路通
		幹線街路	(仮称) 百合が原公園通
		幹線街路	(仮称) 百合が原駅前通
		幹線街路	(仮称) 太平東通
		幹線街路	(仮称) 太平中央通
		上記の都市計画道路を幹線道路として地区内外の連絡を図り、これらを基に各土地利用に相応した区画道路（標準幅員 12 m、8 m）を適正に配置する。	
	公園・緑地	公園の面積は施行区域面積の 3 パーセント以上を確保するものとし、誘致距離等を勘案して適正に配置する。	
	その他の公共施設	準用河川旧琴似川については事業に合わせて原位置で開渠として整備する。 上下水道は道路計画を基礎として適正に配置する。	
宅地の整備	J R 百合が原駅の周辺は、商業系の宅地を配置し、その他の区域については住宅地及び工業地としての良好な環境が保たれるよう配慮する。 街区の規模は、住宅地においては短辺 35 m、長辺 100 m を標準とし、その他についてもそれぞれの土地利用に合致するよう適正な街区の形成を図る。		
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由：本地区は大半農耕地であるが、J R 百合が原駅及び百合が原総合公園が開設されたことを契機に宅地化が進むものと予想されることから、土地地区画整理事業を実施することにより公共施設の整備改善を図り、宅地の利用増進と環境の整備を進めるものである。			

札幌圏都市計画 土地区画整理事業箇所図

札幌圏都市計画 百合が原土地区画整理事業



札幌圏都市計画 百合が原土地区画整理事業 計画図

